第５章　ボリシェヴィキの権力奪取と憲法制定会議

UENO Toshihiko, e-mail: uenot@mc.neweb.ne.jp; URL: http://www.geocities.jp/collegelife9354/index.html

1. ボリシェヴィキの権力奪取

1.1. レーニン「4 月テーゼ」
①「革命的祖国防衛主義」の否定
②対臨時政府協調主義の否定
③「全権力をソヴィエトへ！」

1.2. 臨時政府の権威の低下→軍隊および地方に対するコントロールを失う

1.3. 社会的緊張の激化（経済崩壊と戦争継続が原因）

1.4. コルニーロフ反乱（1917 年 8 月）の鎮圧
臨時政府の権威の失墜→ソヴィエト内の対臨時政府協調派の影響力低下=ソヴィエトのボリシェヴィキ化

1.5. ペトログラート駐留兵士の反政府意識の激化
兵士の厭戦気分の増大、兵士は前線への出発望まず

1.6. 1917 年 10 月 25 日のロシア社会民主労働党（ボリシェヴィキ派）の武装蜂起
ペトログラート・ソヴィエトでボリシェヴィキが多数派となったことで決意
1917 年 10 月 25 日　ペトログラート守備隊・赤衛隊の武装蜂起（重要拠点の占拠）
武装蜂起の指導機関→ペトログラート・ソヴィエト軍事革命委員会（議長トロツキー）

1.7. 第 2 回全ロシア労働者・兵士代表ソヴィエト大会（1917 年 10 月 25 日深夜）
社会主義者=革命家党（エスエル）、ロシア社会民主労働党は、武装蜂起に抗議して退場
ボリシェヴィキ、社会主義者=革命家党左派（エスエル左派）中心に議事進行
①ソヴィエト政権樹立を宣言
②「平和についての布告」と「土地についての布告」を採択
③臨時労農政府＝ソヴィエト政府＝人民委員会議（［*Совет народных комиссаров*］ソヴナルコム）樹立
議長レーニン以下、ボリシェヴィキの単独政権
政府の構成をめぐって紛糾し見切り発車

2. 憲法制定会議召集の経緯

2.1. 臨時政府の動き
1917. 3.4　憲法制定会議を冬宮に置くことに決定
3.11　大臣就任宣誓で「可能なかぎり速やかな」召集におけ措置をとる旨、指摘。しかし実際には臨時政府は急がず。
5 末〜6 始め　特別会議、選挙制度を政党名簿式比例代表制に決定。年齢制限問題（とくに軍人の）で議論。立憲民主党（カデット）は 21 歳以上、ペトログラート・ソヴィエトは 20 歳以上、ボリシェ

ヴィキは 18 歳以上を提案。最終的に 20 歳以上、軍人については制限なしと決定。選挙権剥奪対象についても論争があり、徴兵忌避者には付与しないこととなった。

6.9　議員定数を決定（秋に修正）

6.14　投票日を 9 月 17 日と決定。カデット、引き延ばし工作。ソヴィエト中央執行委（社会主義者=革命家党、ロシア社会民主労働党）はそれを支持。のち、投票日を 11 月 12 日に延期

10.2　選挙規程全体を最終的に採択

2.2. 各党の動き

＝極右政党以外の全政党が憲法制定会議召集を呼びかけるが、思惑はこもごも

1917.3.3　カデット中央委、党綱領の改正と選挙準備のため党大会召集を決定

3.10　カデット拡大中央委、憲法制定会議の準備と活動のための委員会を設置

しかし、カデットは、憲法制定会議での多数派獲得を期待できない状況では革命の波が収まるまで待ったほうがよいという延期論が多かった

3.15　ボリシェヴィキ中央委ビューロー、選挙規程作成へむけての措置を採択したものの、具体的動きなし

エスエル＝多数派獲得可能性があるので即時召集を主張

2.3. ペトログラート・ソヴィエトの動き

1917.3 末　法務部に憲法制定会議に関する委員会設置。委員会は、完全な選挙規程草案を作成することはできなかったが、比例代表制、年齢制限、軍隊での選挙についての基本原則を提示。委員会にはボリシェヴィキの常任代表はいなかった。カデット中央委、党綱領の改正と選挙準備のため党大会召集を決定

3. 憲法制定会議選挙規程

3.1. 特徴＝進歩的選挙法

①選挙権の拡大（制限や差別の撤廃）

ア）女性参政権の承認（当時、英、仏、独、米国では女性参政権に制限があった）

イ）20 歳以上（当時、英、米、イタリア、仏では 21 歳以上、ベルギー、独、スペイン、オランダでは 25 歳以上）

ウ）軍人参政権（世界最初）

エ）財産、定住資格の有無、識字による制限なし、

オ）民族や信仰による差別の撤廃、

カ）非ロシア系住民に対する配慮（例：投票用紙の非ロシア語表記の承認）

②比例代表制の採用

③唯一の欠点＝議員のリコール制を欠いていること

しかし短期（憲法制定まで）の 1 期限りの議会であるので必要性に乏しい。ただし開会前にリコールすることは可能で、実際に行われた記録がある。

3.2. 議員定数と選挙区数

①議員定数＝855（700＝一般選挙区、30＝占領地域、125＝陸海軍）

②選挙区数＝71（原則は県単位、１選挙区の議席数は原則として人口 20 万人に代議員 1 名）

51＝県選挙区、10＝州選挙区、2＝県特別選挙区（ペトログラート、モスクワ）、8＝複合選挙区（複数の県、州で選挙区をつくる）

3.3. 投票方法

①各政党は、当該選挙区の定数と同数の候補者名を記載した候補者名簿を準備

②政党別候補者名簿は、投票前、郵送または投票所にて選挙人に交付

③選挙人は、投票しようと思う政党別候補者名簿を選び、封筒に入れて封をし、投票函に投函

④名簿の候補者の順番の変更、名前の抹消は認めない（拘束名簿式）

⑤得票数に応じて各党に議席を配分する方法は、ドント式

3.4. 帝政国会選挙法との差異と類似性

①差　異：民主性、陸海軍人選挙権を承認

②類似性：特殊性という理由で、辺境地域の選挙区と行政区画が不一致

4. 選挙結果

社会主義者=革命家党 299　ロシア社会民主労働党（ボリシェヴィキ派）168　ウクライナ社会主義者=革命家党 81　社会主義者=革命家党左派 39　社会主義者=革命家党民族派 19　ロシア社会民主労働党 18　立憲民主党 15　人民社会党 4　保守党 2　ウクライナ社会民主党 2　その他 56

5. 憲法制定会議の閉鎖

1917.12　ボリシェヴィキ派議員が、憲法制定会議とソヴィエトとの関係について党中央委の立場と一致しなかったため、ボリシェヴィキの院内会派ビューローを改選→ボリシェヴィキの路線転換（憲法制定会議よりソヴィエトを優先）

1918.1.18 午後 4 時　憲法制定会議開会。エスエルとボリシェヴィキ、激しく対立。エスエルのチェルノフがボリシェヴキの推すエスエル左派のスピリドノヴァを破って議長に選出。ボリシェヴキとエスエル左派の退場後、土地法と平和宣言を採択し、午後 5 時の再開を約して 19 日午前 4 時に休会。しかし、憲法制定会議は再開されず。

臨時政府の崩壊と憲法制定会議の閉鎖＝ロシア立憲主義の挫折

6. ボリシェヴィキ一党制の確立

1917.10.25　臨時労農政府＝人民委員会議（ソヴナルコム）＝ボリシェヴィキ単独政権

第 2 回ソヴィエト大会における政府の構成をめぐる紛糾後の見切り発車ボリシェヴィキ単独政府に対する他党派の批判

11.9　人民委員会議、ボリシェヴィキ 11 名、エスエル左派 7 名からなる連立政府に改組

12.7　「反革命・サボタージュとの闘争のための全ロシア非常委員会」〔[В]ЧК〔ヴェー〕チェーカー＝ジェルジンスキー長官〕創設

1918.1.10-　第 3 回全ロシア労働者兵士代表ソヴィエト大会

1.13-　第 3 回全ロシア農民ソヴィエト大会→両ソヴィエトは合同

①憲法制定会議解散を承認

②「勤労者被搾取者人民権利の宣言」採択

2.23　赤軍の創設、トロツキー、軍事人民委員に就任

対独講和条約（ブレスト・リトフスク条約）の交渉過程で強力な軍事力の必要性を感じる
→旧軍の職業軍人の登用、コミッサール制の導入

3.3　ブレスト・リトフスク条約調印

講和条約をめぐる対立

①即時講和＝ボリシェヴィキ中央委員会主流派（レーニン派）

革命の防衛のためにはどんな譲歩もする

②講和交渉引き延ばし＝トロツキー派

「戦争もせず講和もせず」＝交渉を引き延ばしているうちにドイツ国内で革命が起こりドイツは連合国に敗北する（トロツキーは、当時、講和交渉の全権代表＝外務人民委員も兼任）

③対独徹底抗戦＝左翼共産主義者（ブハーリン派）／エスエル左派

ドイツ軍と戦うことによってのみロシア革命を防衛し、ドイツ革命を支援できる

ブハーリン派は理想主義

エスエル左派はドイツの提示する講和条件に自党の票田・大支持基盤であるウクライナ割譲が含まれていたため、講和に絶対反対

3.15　第 4 回臨時全ロシア・ソヴィエト大会

条約調印に反対するエスエル左派、人民委員会議からの脱退を表明→連立政府の崩壊

5.13　人民委員会議「食糧独裁令」発令

食糧の強制的徴発を開始＝穀倉地帯ウクライナを失ったため、エスエル左派、「ウクライナをドイツに引き渡したブレスト講和こそ諸悪の根源」

7.4-　第 5 回全ロシア・ソヴィエト大会

ロシア共産党（ボ）(3 月第 7 回党大会で名称変更)　773 名

エスエル左派　353 名

「ロシア・ソヴィエト連邦社会主義共和国憲法（基本法)」採択

7.6　エスエル左派、駐ソ・ドイツ大使ミルバッハを暗殺。対独徹底抗戦を主張。

チェーカー、エスエル左派幹部をソヴィエト大会の議場で逮捕。エスエル左派非合法化

1918-21　内戦（日本は 1924 年まで侵略を継続し、もっとも遅く撤退）

その間、チェーカーによって、メニシェヴィキとエスエルが最終的に一掃される

1920 冬　労働組合論争

-1921.3　労働者反対派（シュリャプニコフ、コロンタイ＝サンジカリスト）

工場委員会運動の理念の継承者

左翼共産主義者（ブハーリン派）＝ブレスト講和のしこり

民主主義的中央集権派（デツェミスト）＝良識派

中央委員会主流派（レーニン派）＝現実派

トロツキー派＝「労働の軍隊化」派

1921.3　クロンシュタット［島の要塞の水兵の］反乱

1921.3.29-4.5　第 10 回党大会

論争に決着→「党の統一についての決議」（分派禁止決議）

ネップ（新経済政策）の導入決定

小農民経営、農村工業（クスタリ工業）を認め、まず農村における資本蓄積を優先し、それをバネに工業化をはかる穏健的経済（工業化）政策